

金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について （概要）

令和 8 年 9 月
内閣府大臣官房公文書管理課

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、金融庁長官から内閣総理大臣に対し、行政文書管理規則の変更について協議があったため、同法第 29 条第 2 号の規定に基づき、公文書管理委員会に対し、同規則の改正案を諮問するもの。

【改正の概要】

1. 金融庁においては、本年 8 月 7 日、総合政策局及び監督局を再編し、資産運用・保険監督局、銀行・証券監督局を設置するとともに、全庁的な金融行政の立案・総合調整機能を担う官房部門担当の次長（局長級）を設置するなどの組織再編を実施した。
2. 今回の金融庁行政文書管理規則の改正は、上記組織再編に伴い、文書管理体制を変更するものである。
 - ① 総合政策局の再編に伴う改正
（第 3 条第 2 項、第 3 条の 2、第 4 条第 2 項、第 7 条第 2 項関係）
 - ② ①のほか、文書管理体制を変更する改正
（金融庁文書取扱規則（平成 13 年金融庁訓令第 26 号）において「部局」及び「部局長」（局長級）を規定したことから、変更後の部局名及び局長級の職名については、金融庁文書取扱規則の該当規定を引用する形式としている）
（第 5 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 27 条の 3 第 2 号関係）

【参考 1】金融庁文書取扱規則（平成 13 年金融庁訓令第 26 号）抄

（定義）

第二条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。

一 （略）

二 「部局」とは、次に掲げる部門又は局をいう。

イ 官房部門（秘書課、文書課及び総合政策課）

ロ 国際部門（国際課）

ハ 企画市場局

ニ 銀行・証券監督局（ホに掲げる部局を除く。）

ホ 横断モニタリング部門（金融庁事務分掌規則（平成 13 年金融庁訓令第 7 号）第 57 条に規定する組織をいう。検査監理官については同部門に属するものとする。以下同じ。）

ヘ 資産運用・保険監督局

三 「部局長」とは、次のイからへまでの部局の区分に応じ、当該イからへまでの部局に定める者をいう。

イ 官房部門 次長

- ロ 国際部門 国際総括官（金融庁事務分掌規則第26条第1項に規定する国際総括官をいう。）
 - ハ 企画市場局 企画市場局長
 - ニ 銀行・証券監督局 銀行・証券監督局長
 - ホ 横断モニタリング部門 監督総括審議官
 - ヘ 資産運用・保険監督局 資産運用・保険監督局長
- 四～三十 （略）

【参考2】公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）抄

（行政文書管理規則）

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 （略）

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（委員会への諮問）

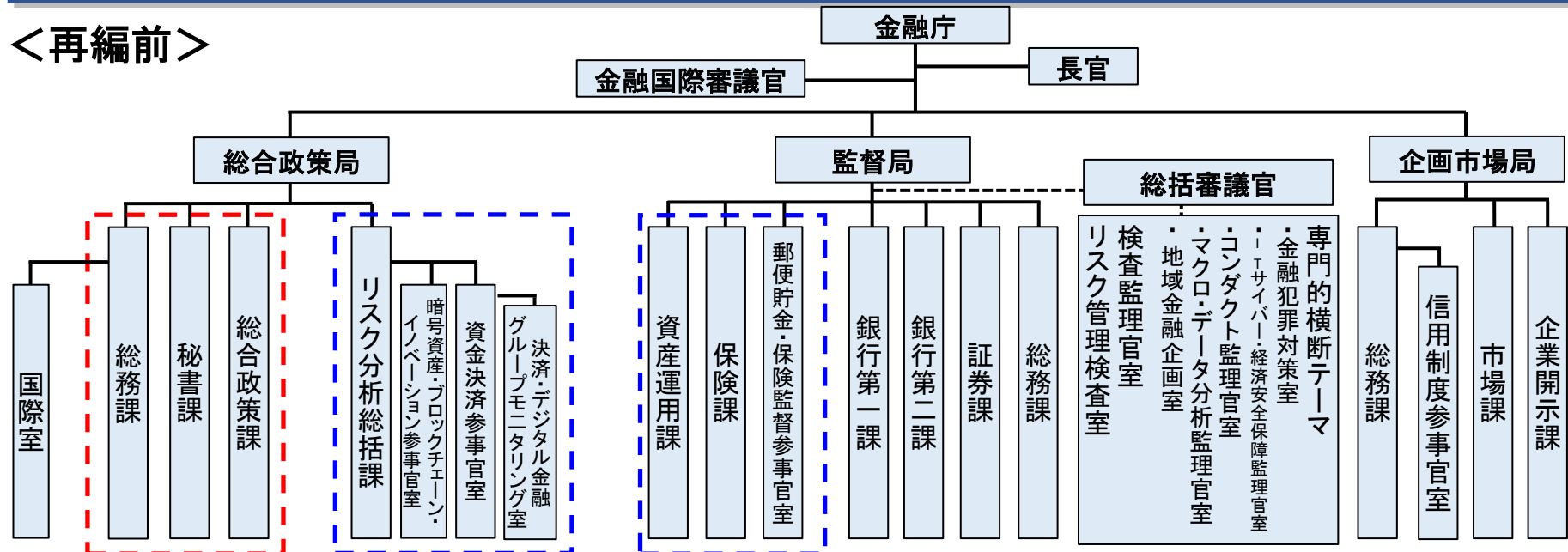
第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 （略）

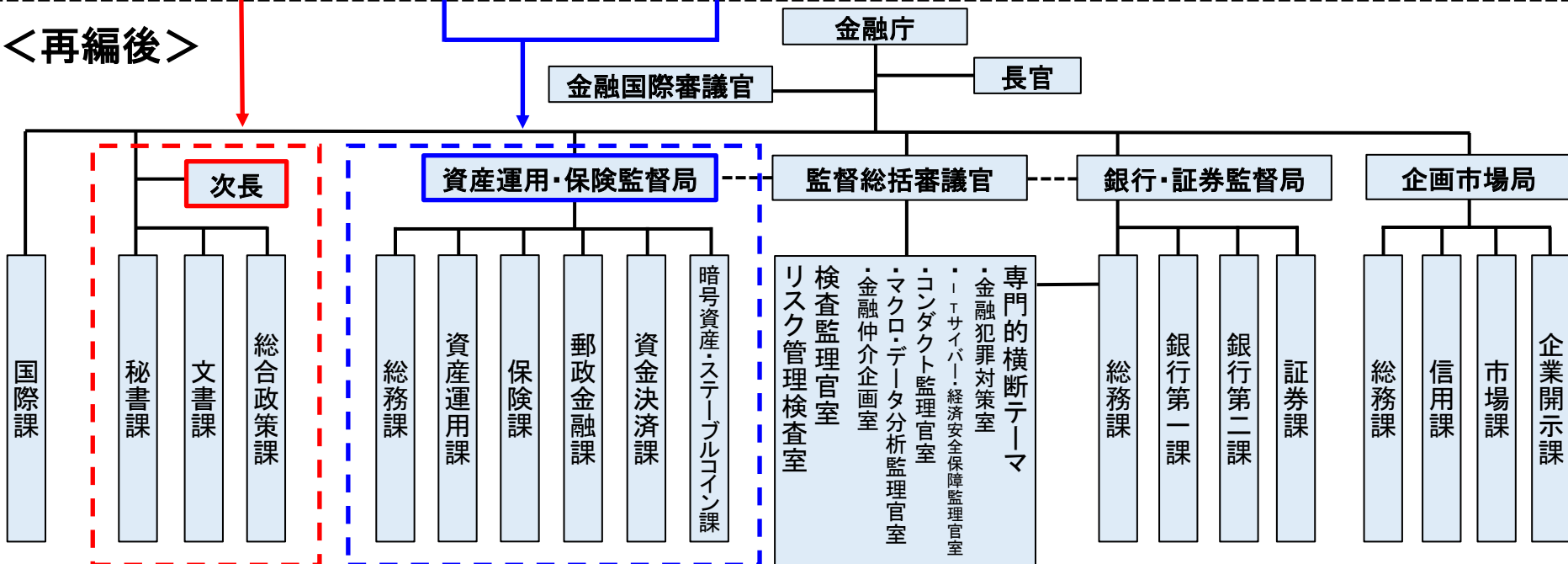
二 第10条第3項、第25条又は第27条第3項の規定による同意をしようとするとき。

三 （略）

<再編前>



<再編後>



府 公 第 150 号
令和 8 年 9 月 15 日

公文書管理委員会委員長 殿

内閣総理大臣

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、金融庁行政文書管理規則の変更について、諮問します。